

後期高齢者医療に加入している皆さんへ

75歳以上の人はこちら

後期高齢者医療の資格 に関する書類をお送りします

7月にお送りする保険の資格に関する書類についてお知らせします。 問 市民課 国保年金係 直 0263②0772

対象者 75歳の誕生日から、それまで加入していた医療保険の種別にかかわらず、手続き不要で後期高齢者医療に加入します。(生活保護受給者は除く)
65歳以上で一定程度の障がいがある人は、申請により後期高齢者医療に加入できます。75歳になるまでは、いつでも加入・撤回ができます。

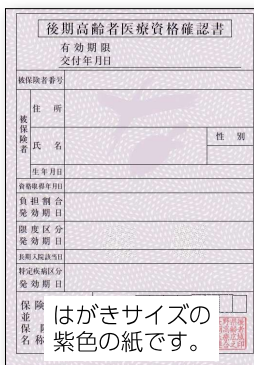
運営者 制度の運営は県内市町村で構成する「長野県後期高齢者医療広域連合」が行い、申請の受け付けや保険料の徴収などは市が行います。

後期高齢者医療では、令和8年7月31日(金)までは、マイナ保険証の有無に関わらず全ての加入者に「資格確認書」を発行しています。8月以降は、マイナ保険証または資格確認書で受診してください。資格に関する書類は次の通りです。

85歳以上の人全員 +

84歳以下で、マイナ保険証を利用していない人※1

本人宛てに **資格確認書** を郵送します。(7月上旬から)



有効期間
**令和8年8月1日(土)
～9年7月31日(土)**

一部負担金の割合は、令和7年中の所得や収入により判定されています。これまでの資格確認書と割合が変わっている場合がありますので、必ずご確認ください。

※1 **利用していない人**とは、マイナ保険証の過去1年間の利用回数が5回以下の人または直近3カ月以内で1回も利用していない人をいいます。

マイナ保険証をお持ちの人は、マイナ保険証でも受診できます。

お手元にある資格確認書(青色)は7月31日(金)まで使用できます。



長野県後期高齢者医療広域連合の黄色の封筒で届きます。

84歳以下で、マイナ保険証を利用している人※2

本人宛てに **資格情報のお知らせ** を郵送します。(7月上旬から)

「資格情報のお知らせ」の詳細は、右ページ「マイナ保険証を持っている人」の①～③をご覧ください。

※2 **利用している人**とは、マイナ保険証を過去1年間で6回以上、かつ、直近3カ月以内に1回以上利用したことがある人をいいます。



長野県後期高齢者医療広域連合の黄色の封筒で届きます。



A4サイズのお知らせです。

今年度から新たに
届けます書類です。
こちらが届いた場合、
資格確認書は届き
ませんのでご
注意ください。

